

答 申 第 2 号
平成17年3月29日

松阪市長 下 村 猛 様

松阪市個人情報保護審査会
会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第7条第2項第7号及び第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 2．松阪市個人情報保護条例第7条第5項第2号の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 3．松阪市個人情報保護条例第8条第7号及び第8条第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 4．松阪市個人情報保護条例第9条第2項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成17年 1月26日 第1回松阪市個人情報保護審査会
平成17年 2月 8日 第2回松阪市個人情報保護審査会

答申 番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	収集先及び収集 する個人情報の個目	収集する理由	本人通知 省略の有 無	審 査 会 の 意 見
個別 1-1	H17.1.20 保険医療課	心身障害者医療費助成事務	心身障害者保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る	身体障害者手帳の1～3級又は療育手帳のA及びBの者で障害者本人、扶養義務者等の所得が市の定める所得制限以下の市民	医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関 氏名、性別、生年月日、受給者番号、健康保険の負担割合、診療報酬点数等	三重県福祉医療費助成制度に基づき医療費助成を行うため	有	1、本人の便宜や手続きの簡素化が図れると認められることから、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-2	〃	乳幼児医療費助成事務	乳幼児保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る	満4歳未満の乳幼児で、保護者等の所得が市の定める所得制限以下の市民	医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関 氏名、性別、生年月日、受給者番号、健康保険の負担割合、診療報酬点数等	同上	有	1、本人の便宜や手続きの簡素化が図れると認められることから、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-3	〃	68、69歳老人医療費助成事務	老人保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る	68、69歳老人で、その老人の属する世帯が市町村民税非課税の市民	医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関 氏名、性別、生年月日、受給者番号、健康保険の負担割合、診療報酬点数等	同上	有	1、本人の便宜や手続きの簡素化が図れると認められることから、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-4	〃	一人親家庭等医療費助成事務	母子、父子保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る	配偶者のいない女子と児童(18歳未満)又は配偶者のいない男子と児童(18歳未満)若しくは、父母のいない児童(18歳未満)等で、父母又は扶養義務者等の所得が市の定める所得制限以下の市民	医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関 氏名、性別、生年月日、受給者番号、健康保険の負担割合、診療報酬点数等	同上	有	1、本人の便宜や手続きの簡素化が図れると認められることから、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-10	H17.1.20 下水道管理課	下水道使用料に関する事務	下水道使用料の算出については水道の使用量を基に料金化するため、水道の使用量を水道部より提供を受けている水道部と検針業務委託を締結している	松阪市公共下水道へ接続した使用者	水道部 水道の使用者名、使用水量	下水道使用料の算定のため	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。

(収 集)

個 人 情 報 保 護 答 申 書 (個 別 的 事 項) 条例第7条第2項第7号、第3項及び第5項関係

答申 番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	収集先及び収集 する個人情報の個目	収集する理由	本人通知 省略の有 無	審 査 会 の 意 見
個別 1-11	H17.1.20 下水道管理 課	下水道受益者負担金、分担金 に関する事務	公共下水道の工事費の一部を 土地の面積に応じた受益者負 担金、分担金により受益者より 徴収するため、土地の面積を 把握して賦課から一連の事務 を行っている	公共下水道整備区域の受益者	税務課 土地の所在地、地目、 地積、所有者(相続人 代表、納税管理人等) 及び受益者負担金、分 担金等の送付先	土地の面積が算定基準である ため土地の情報が必要となる ため	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると 認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しな いものと認める。
個別 1-12	H17.1.20 出納室	会計管理事務	市の債権、債務の履行	債権者及び債務者	金融機関 口座番号	口座振替による収入、支払事 務に関し、本人の届出により口 座情報を収集しているが、金融 機関の統廃合により届出の口 座が変更となる場合がある 金融機関における事務的な変 更事由であり、本人承諾の基、 継承される口座であることから 金融機関からの変更データ提 供により本人の届出変更の簡 素化を図るものである	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると 認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しな いものと認める。
個別 1-13	H17.1.20 農林水産課	管理運営等委託事務	委託事業の実績を把握し、適 切な指導を図る	利用者、イベント等の講師、受 託者の職員、構成員	管理運営受託者 氏名、住所、施設の利 用目的	受託者でなければ保有してい ない情報である	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると 認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しな いものと認める。
個別 1-14	〃	梨の品評会事務	梨の品評会を開催することによ り作物に順位を付け、梨生産農 家の生産意欲を向上させる	梨生産農家	JA松阪 氏名、性別、住所、成 績・評価	当該団体でないと保有してい ない情報である	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると 認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しな いものと認める。
個別 1-15	〃	植物防疫事務に係る農薬適正 使用監督事務	改正農薬取締法施行により農 薬の適正使用を指導する	指導対象業者	JA、県 氏名、性別、住所、電 話番号、職業・職歴、成 績・評価、資格	情報の正確性を確保するため には、当該団体等から収集す ることが必要である	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると 認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しな いものと認める。

答申 番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	収集先及び収集 する個人情報の個目	収集する理由	本人通知 省略の有 無	審 査 会 の 意 見
個別 1-16	H17.1.20 農林水産課	農業後継者育成事務	県との協働により農業後継者を育成し、市における農業を将来的により発展させる	松阪市農村青少年協議会会員	松阪市地区農村青少年クラブ協議会 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、職業・職歴	当該団体でないと保有していない情報である	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-17	〃	林業、畜産団体の指導会議に関する事務	任意団体を構成する会員データの登録、各団体事業の会員、関係者データ等	団体構成会員の個人及び団体	松阪食肉公社、警察署、県猟友会 氏名、生年月日、住所、電話番号、写真、口座番号、経営状況、資格、免許	同上	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-18	〃	林業の振興及び経営改善に関する事務	補助事業実施対象者、対象森林の確定のため	森林組合役員 松阪林研グループ役員	松阪飯南森林組合 氏名、住所、電話番号	同上	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-19	〃	畜産業の振興及び家畜防疫に関する事務	補助事業実施及び家畜防疫の対象となる農家、対象地域を確定するため	松阪食肉公社役員 松阪牛個体識別管理システム登録農家	(株)三重県松阪食肉公社 氏名、住所、電話番号、職業・職歴	同上	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-20	H17.1.20 安全防災課	防災事務	市民の生命と財産を災害から保護し、もって地域社会の安全と市民福祉の確保を図る	松阪市全職員	松阪市職員課 住所、氏名、生年月日、性別、電話番号	地震災害における「地区災害対策本部」の職員配置のため	無	1、市民の生命と財産を保護するうえで必要かつ重要であり、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 〔附帯意見〕 職員の住所及び生年月日は、共有情報とは認められず、当審査会での審議を経なければ、やみくもな利用ともなりかねないものである。利用にあつては、規制することも必要であり、個々具体的な案件の個別諮問が適当と認む。

答申 番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	収集先及び収集 する個人情報の個目	収集する理由	本人通知 省略の有 無	審 査 会 の 意 見
個別 1-21	H17.1.20 住宅課	市営住宅入居者名簿作成事務	市営住宅入居者の管理の基礎資料とする。平成8年の公営住宅法改正前は、公営住宅の旧種別(第1種・第2種など)別に家賃が決まっていた。法改正後は応能応益により家賃が決定されるが、補助金算定にはまだ旧種別ごとに計算しなければならないため必要である	市営住宅入居者	本人 団地名、棟・号数、入居者氏名、年齢、世帯人数、入居年月日、家賃額、旧種別(第1種一般向け、第2種低所得者向けなど)	補助金を算定する際に、旧の種別ごと計算しなければならず、旧種別の第1種、第2種の区分を行わざるを得ないため ただし、現在は種別はなく、一般者も旧第2種の住宅に居住しており、継続入居者と混在している	無	1、収集してはならない個人情報の収集制限の適用を除外することが適当であると認める。
個別 1-22	〃	不正入居者把握に関する事務	不正入居者を把握し、市営住宅の適正な管理を行うため 市営住宅の住所地に住民票を置く者をリストによりプリントアウトし、管理人に確認するなど適正な管理をおこなう	市営住宅の住所地に住民票を置く者	管理人 住所・方書き、氏名、生年月日、性別、転入日	市営住宅を適正に管理する上で、不正入居者の把握は必要であり、管理人から把握する以外に効果的な方法がないため	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-23	H17.1.20 福祉課	子育て支援ショートステイ事業に関する事務	子育て支援ショートステイ事業事務処理の基礎資料とするため	ショートステイ申請者(保護者及び児童)	本人 (社会的差別のおそれがある情報) 感染の危惧がある病気、難病など施設が子どもを預かるのに必要な情報	子どもを預かるために必要な資料とするため	無	1、収集してはならない個人情報の収集制限の適用を除外することが適当であると認める。
個別 1-24	〃	福祉資金の償還に関する事務	福祉資金償還の基礎資料とするため	貸付金滞納者	市民課、保護課、税務課、収納課 家族状況、婚姻状況、住居状況、要保護の状況、課税状況、納税状況	福祉資金償還について、本人からの未償還の申出を確認し、償還基礎資料とするため	有	1、本人からの収集の原則及び、収集してはならない個人情報の収集制限の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-25	〃	放課後児童クラブ活動事業に関する事務	放課後児童クラブの委託認定資料とし、事業の適正、円滑な推進を図るため	参加児童、運営委員及び保護者会委員	事業委託先地域運営組織 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号	松阪市放課後児童クラブ活動の委託先として許可申請書の添付資料として、委託先団体として適正かどうかを判断する資料及び委託料算定資料とするため	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。

答申 番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	収集先及び収集 する個人情報の個目	収集する理由	本人通知 省略の有 無	審 査 会 の 意 見
個別 1-26	H17.1.20 福祉課	交通遺児入進学就職祝金支給 事業及び交通遺児の福祉の増 進に関する事務	交通遺児入進学就職祝金支給 に関する事務処理及び交通遺 児福祉情報の提供のため	交通遺児を養育監護する者	独立行政法人 自動車 事故対策機構 氏名、性別、生年月 日、本籍、住所、電話 番号	交通遺児への寄附を財源とし た給付事業を実施するにあたり、交通遺児を養育している被害者児童及び保護者を把握するため	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-27	〃	一人親家庭等への中学校卒業 祝金支給事務	一人親家庭等への中学校卒業 祝金支給に関する事務処理のため	一人親家庭等の中学3年生及びその親	松阪市母子寡婦福祉 会 氏名、性別、生年月 日、住所、電話番号、 印影、家族状況、親族 状況、婚姻	一人親家庭への中学校卒業祝 い金事業を実施するにあたり、一人親家庭の中学3年生及びその親を把握するため	有	1、付帯意見を付し、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 (付帯意見) 広報の徹底を図ることにより申請主義を徹底させ、近い将来において母子寡婦福祉会の情報に頼る事なく、情報を把握できるような体制を整えて行くという条件を附して認めるものとする。 3、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-28	市民病院 地域医療課	医療費未払者への徴収に関する事務	外来受診及び入院患者の未払 金の滞納整理のため	外来受診及び入院患者	保険医療課、市民課、 保護課、税務課、介護 高齢課 氏名、住所、生年月 日、家庭状況、国民健 康保険の資格、介護高 齢課受給資格	未払金の徴収のため	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 3、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-29	収納課	滞納整理事務	市税及び国民健康保険税の滞 納整理を行なっている	市税及び国民健康保険税の滞 納者	介護高齢課 介護保険料滞納の有 無	市税等の滞納整理を行なう上で、介護保険料の滞納状況も把握する必要があるため	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-30	H17.1.20 健康推進課	育児不安の解消と相談体制に関する事務	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する	健康に関して相談を受ける乳幼児	家族、医療機関 家族の氏名、性別、生 年月日、住所、電話番号、職業、心身の状況	相談対象となる乳幼児以外の家族の状況を把握して、総合的に判断し、適切な保健指導を行う必要があるため	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。

(収 集)

個 人 情 報 保 護 答 申 書 (個 別 的 事 項)

条例第7条第2項第7号、第3項及び第5項関係

答申 番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	収集先及び収集 する個人情報の個目	収集する理由	本人通知 省略の有 無	審 査 会 の 意 見
個別 1-31	〃	健康相談に関する事務	同上	健康に関して相談を受ける成人市民	家族、医療機関 家族の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、心身の状況	相談者以外の家族の状況を把握して、総合的に判断し、適切な保健指導を行う必要があるため	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-32	〃	健康診査に関する事務	20歳以上の職場で健(検)診を受ける機会のない市民に対して基本健康診査、各種がん検診を実施して市民の生活習慣病予防対策とする	20歳以上の職場等で健(検)診を受ける機会のない市民	税務課、保護課、保険医療課 氏名、性別、生年月日、住所、市民税の課税の有無、申告区分、収入状況、生活保護受給の有無、国民健康保険加入の有無	基本健診・各種がん検診の受診券を作成する事務に関して、対象者を絞り込むとともに、その対象者にあらかじめ個人負担金額を明示した受診券を送付し、それを医療機関へ持参して受診してもらえるようにするため	有	1、本人からの収集の原則及び収集してはならない個人情報の収集制限の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-33	H17.1.20 介護高齢課	在宅介護支援センター運営事務	概ね65歳以上の要援護高齢者に対して実態把握調査、介護予防プラン作成等の基礎資料として、松阪市における高齢者の抱える問題点を把握し、高齢者福祉サービスの展開を図る	概ね65歳以上の要援護高齢者	在宅介護支援センター 基本的事項(氏名、生年月日、性別、住所)、家庭生活、社会生活、心身の状況、財産経済活動	相談内容に相談者以外の個人情報が関係する場合、それらを含めて相談内容を把握しなければ、適切な助言等を行うという目的を達成することができないことと相談内容は、相談者の自由な意思により、自発的又は一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができないため	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-34	〃	一人暮らし高齢者名簿作成業務	核家族化の進展により、高齢者の独居世帯が大きく増加している現況において、要援護の対象となる独居世帯の実態把握のため	65歳以上の独居等要援護高齢者	民生委員 住所、方書き、世帯主、氏名、生年月日、性別、独居、寝たきりなどの生活状況	高齢者の独居世帯は年々増加し、見守りや福祉サービスの提供がないと最悪の場合、孤独死というケースも想定される。こうした要援護高齢者への福祉のため、基礎的な情報を収集及び提供する必要があると考えられるため。	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。
個別 1-35	〃	同上	同上	同上	広域消防組合、各地区消防団 住所、方書き、世帯主、氏名、生年月日、性別、独居、寝たきりなどの生活状況	同上	有	1、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。 3、本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。

(提 供)

個 人 情 報 保 護 答 申 書 (個 別 的 事 項) 条例第8条第7号及び第3項関係

答申 番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	提供先及び提供する 個人情報の項目	提供する理由	本人通知 省略の有 無	審 査 会 の 意 見
個別 3-1	H17.1.20 保険医療課	心身障害者医療費助成事務	心身障害者保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る	身体障害者手帳の1～3級又は療育手帳のA及びBの者で障害者本人、扶養義務者等の所得が市の定める所得制限以下の市民	松阪電子計算センター 氏名、性別、生年月日、受給者番号、健康保険の負担割合、診療報酬点数等	データの入力件数が膨大であり、かつ短時間での事務処理を行わなければならないため、IT推進課が穿検孔(せんけんこう)業務を委託により行っている	有	1、大量、迅速に処理する必要があり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。
個別 3-2	〃	乳幼児医療費助成事務	乳幼児保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る	満4歳未満の乳幼児で、保護者等の所得が市の定める所得制限以下の市民	松阪電子計算センター 氏名、性別、生年月日、受給者番号、健康保険の負担割合、診療報酬点数等	同上	有	1、大量、迅速に処理する必要があり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。
個別 3-3	〃	68、69歳老人医療費助成事務	老人保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る	68、69歳老人で、その老人の属する世帯が市町村民税非課税の市民	松阪電子計算センター 氏名、性別、生年月日、受給者番号、健康保険の負担割合、診療報酬点数等	同上	有	1、大量、迅速に処理する必要があり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。
個別 3-4	〃	一人親家庭等医療費助成事務	母子、父子保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る	配偶者のいない女子と児童(18歳未満)又は配偶者のいない男子と児童(18歳未満)若しくは、父母のいない児童(18歳未満)等で、父母又は扶養義務者等の所得が市の定める所得制限以下の市民	松阪電子計算センター 氏名、性別、生年月日、受給者番号、健康保険の負担割合、診療報酬点数等	同上	有	1、大量、迅速に処理する必要があり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。
個別 3-5	〃	老後における健康保持と適切な医療を図るために、治療の医療給付等に関する事務	市民の健康の向上及び老人福祉の増進を図る	75歳以上の者、ただし、基準日で既に70歳以上である者を含む及び寝たきり老人等	三重県国民健康保険団体連合会、三重県社会保険診療報酬支払基金 氏名、性別、生年月日、受給者番号、健康保険の記号番号及び負担割合	老人保健法に基づき適正な審査支払事務等を行うため	無	1、大量また専門知識が必要であり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。

(提 供)

個 人 情 報 保 護 答 申 書 (個 別 的 事 項) 条例第8条第7号及び第3項関係

答申 番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	提供先及び提供する 個人情報の項目	提供する理由	本人通知 省略の有 無	審 査 会 の 意 見
個別 3-6	H17.1.20 市民課	自衛官募集に関する事務	自衛官の募集に際し、国民の 理解を深め、自衛官募集の広 報掲載や入隊適齢者の情報を 提供する	高校卒業年齢者(18歳到達 者)	自衛隊三重地方連絡 部 基本的事項(氏名、生 年月日、性別、住所)	地方自治法第2条第9項第1号 で法定受託事務、自衛隊法第 97条第1項、同法施行令第12 0条、平成12年4月1日防衛庁 人事教育局長通知、住民基本 台帳法第11条第1項	有	1、基本4項目を国の機関へ提供するものであり、個人情報の 利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当である と認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと 認める。
個別 3-7	H17.1.20 用地対策課	公共用地の取得及び補償業務	公共用地の取得(買収、寄 附)、用地取得に係る物件等の 補償	地権者、関係人(物件所有者、 相続人、隣接者、抵当権者等)	税務署、公共嘱託協会 (司法書士、土地家屋 調査士) 買収内容(税務署) 買収した土地の情報、 戸籍、住民票(公共嘱 託協会)	対象者に対して租税特別措置法に よる特別控除を受けるため 土地の分筆、所有権移転登記を行 うため(松阪市と委託契約を締結し ている)	有	1、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制 限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認 める。
個別 3-8	〃	寄附事務	寄附等の事務処理の基礎資料 とする	本人、相続関係人	公共嘱託協会 住民票、戸籍	土地の分筆、所有権移転登記を行 うため(松阪市と委託契約を締結し ている)	有	1、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制 限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認 める。
個別 3-9	〃	境界立会い	境界立会い等の事務処理の基 礎資料とする	申請人、隣接者	国、県、公共嘱託協会 (司法書士、土地家屋 調査士) 境界確定書の写し(図 面)	国及び県事業に伴う用地測量を行 うとき、既に境界が確定している土 地があれば、その確定図面を元に 用地測量図を作成するため	有	1、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制 限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認 める。
個別 3-10	H17.1.20 農林水産課	農業経営基盤促進法に係る農 業経営改善計画認定事務	地域の担い手として中核農家 等を認定農業者として位置付 け、農業振興を図る	申請農家	三重県、JA、農林漁業 金融公庫、農業委員会 氏名、性別、生年月 日、住所、電話番号、 家族状況、職業・職歴、 収入・所得、課税状況、 取引の状況	認定農業者を支援していくために、 三重県、JA、農林漁業金融公庫、 農業委員会の関係者で、松阪市農 業経営改善支援センターを設置し ており、関係者が指導していくた めに当該個人情報を利用する必要 がある	有	1、当該事務は、本人からの申請に基づくものであり、個人情報の 利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると 認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認 める。

答申 番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	提供先及び提供する 個人情報の項目	提供する理由	本人通知 省略の有 無	審 査 会 の 意 見
個別 3-11	H17.1.20 IT推進課	穿検孔業務	税の申告書など、各主管課に届けられた情報を電算処理できるように、指定仕様に沿った電子データに変換する しかし、データ量が大量で、短期間に処理する必要がある ので、電子データの変換については外部委託を行なっている	主管課で受付された者	委託業者 (株)松阪電子計算センター) 主管課の指定項目	大量データを一時期に処理する、或いは緊急に処理することが発生するので、受託者の機敏な対応が求められる そのため、地元企業で迅速な対応ができる事業者を選定した	有	1、大量、迅速に処理する必要があり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。 (附帯意見) 本件業務を第三者に委託する場合は、当該委託先における個人情報の取扱いが、厳正に行なわれることを契約書等において徹底されること、また、送付した帳票、成果品等の確認を徹底されることを要望する。
個別 3-12	H17.1.20 住宅課	市営住宅入居者名簿作成事務	業務委託している市営住宅管理人に入居者名簿を随時提供し、入居者の適正管理を目的としている	市営住宅入居者	市営住宅管理人 入居者の氏名、生年月日、市営住宅の棟号数	不正入居調査や、修繕業務については、日々現地で生活している管理人を通じて実施したほうが、効率的であり、また不可欠な要素であるため	有	1、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。
個別 3-13	〃	市営住宅使用料口座振替処理事務	口座振替希望者の電算処理及び関係金融機関への引落とし依頼 本人からの依頼により、毎月IT推進課で口座振替のMTを作成してもらいそれを関係金融機関に提出している	市営住宅入居者のうち口座振替希望者	口座振替先金融機関 口座名義人、口座番号、振替家賃額	口座振替するには、必要最小限の情報であるため	有	1、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。
個別 3-14	〃	住宅新築資金口座振替処理事務	口座振替希望者の電算処理及び関係金融機関への引落とし依頼 本人からの依頼により、初回は住宅課より文書にて金融機関に依頼 次回からは、前月実績に基づき金融機関から口座振替者のリストが提出され、住宅課にて金額等確認し金融機関に提出する	住宅新築資金償還者のうち口座振替希望者	口座振替先金融機関 口座名義人、口座番号、振替金額	口座振替するには、必要最小限の情報であるため	有	1、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。
個別 3-15	H17.1.20 福祉課	障害児保育業務	心身の障害を持つ子どもに対し、保育所における保育を通して心身の発達を促進する	入所児童および入所予定児童	障害を持つ子どもへの関わりを指導していく臨床心理士およびあすなろ学園の保育士 年齢、性別、家族構成、生育歴、現在の身体発育状況、保育の現況、子どもの姿、気になっている点、困っていること	子どもの状況を把握してもらうため	有	1、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。

(提 供)

個 人 情 報 保 護 答 申 書 (個 別 的 事 項)

条例第8条第7号及び第3項関係

答申 番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	提供先及び提供する 個人情報の項目	提供する理由	本人通知 省略の有 無	審 査 会 の 意 見
個別 3-16	〃	日本赤十字社松阪支部の事務局活動	赤十字の理想とする人道的任務を達成するための社員及び社資の募集及び管理を行う	社員	自治会 氏名、性別、住所、電話番号	社員登録又は社資募集のため(社資は、一般寄附の寄付金及び社員からの社費)	有	1、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。
個別 3-17	〃	交通遺児入進学就職祝金支給事業及び交通遺児の福祉の増進に関する事務	交通遺児入進学就職祝金支給に関する事務処理及び交通遺児福祉情報の提供のため	交通遺児を養育監護する者	独立行政法人 自動車事故対策機構 氏名、性別、生年月日、本籍、住所、電話番号	独立行政法人 自動車事故対策機構は、国の出資により設立され、自動車事故の発生の防止と事故による被害者の保護の増進を目的とした業務を実施しており、交通遺児向けの貸付、各種事業を展開しており、その情報提供をして頂くため	無	1、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。
個別 3-18	〃	一人親家庭等へのホームヘルパー派遣事業	一人親家庭等へのホームヘルパー派遣事業に関する事務処理のため	一人親家庭等へのホームヘルパー派遣申請者	松阪市社会福祉協議会 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、印影、家族状況、親族状況、婚姻、住所状況、職業	松阪市社会福祉協議会は、在宅福祉を増進する目的でホームヘルプサービスを展開しており、この事業の一部を委託するため	無	2、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。
個別 3-19	H17.1.20 介護高齢課	敬老記念品贈呈事務	敬老の日に際して高齢者に対して記念品を贈呈し、長寿を祝い、高齢者に対する敬慕の意を広く表す	市内在住の高齢者	宅配業者、地区市民センター、敬老行事開催団体(公民館、地区福祉会、自治会) 住所、方書き、世帯主、氏名、生年月日、性別	当該実施機関以外においても、事務の性質上、本人から収集したのでは円滑な実施を困難にするおそれがある。また、市民文化会館で開催していた敬老会を廃止し、地域での敬老会行事を推進していくためには地域振興事業への取組みのために、当該実施機関以外に提供することが必要な場合がある	有	1、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。
個別 3-20	〃	一人暮らし高齢者名簿作成業務	核家族化の進展により、高齢者の独居世帯が大きく増加している現況において、要援護の対象となる独居世帯の実態把握のため	65歳以上の独居等要援護高齢者	民生委員 住所、方書き、世帯主、氏名、生年月日、性別、独居・寝たきりなどの生活状況	高齢者の独居世帯は年々増加し、見守りや福祉サービスの提供がないと最悪の場合、孤独死というケースも想定される。こうした要援護高齢者への福祉のため、基礎的な情報を民生委員に提供する必要があると考えられる。	有	1、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 2、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。

答申 番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	提供先及び提供する 個人情報の項目	提供する理由	本人通知 省略の有 無	審 査 会 の 意 見
個別 3-21	〃	同上	同上	同上	広域消防組合、各地区 消防団 住所、方書き、世帯主、 氏名、生年月日、性 別、独居・寝たきりなど の生活状況	同上	有	1、当該事務の手続き上必要であり、個人情報の利用に関する制 限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 3、個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認 める。

答申 番号	諮問年月日 担当課	事務の名称	事務の目的及び概要	対象者	結合先及び結合する 個人情報の項目	審 査 会 の 意 見
個別 4-1	H17.1.20 競輪事業課	競輪ポイントカード	来場者へのファンサービス、リピーターの増進 ポイントカードを発行し、来場の度に累積されポイントに応じて希望の景品と交換できる	競輪場への来場者	(株)ITサービス 氏名、性別、生年月 日、住所、電話番号、 職業	1、個人情報の利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 〔附帯意見〕 システムの運用に当たっては、個人情報の漏えい等のないよう、最善のセキュリティ対策を講じられるよう要望する。